

検討課題等について

地方圏及び三大都市圏における圏域内の連携のあり方のイメージ（案）

（１）地方圏

①地方中枢拠点（都市指定都市、中核市、特例市のうち地域の中核的な役割を果たすべき都市）を核とする圏域

- ・地方公共団体間での柔軟な事務の連携の仕組みも活用し、地方中枢拠点都市を核に、産業振興、雇用確保、広域観光、高度救急医療、介護、障害者福祉、広域防災、人材育成等の分野において連携
- ・地方中枢拠点都市に対して、役割に応じた適切な財政措置

②①以外で定住自立圏施策の対象となりうる圏域

- ・地方圏における「集約とネットワーク化」のニーズを踏まえ、定住自立圏の取組を一層促進

③①②以外の圏域

- ・地方中枢拠点都市や定住自立圏の中心市から相当距離がある等の理由から、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには、地方公共団体間の柔軟な連携の仕組みの活用により、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理

（２）三大都市圏

①三大都市圏内の一部の区域において都市間の連携を強化する仕組み

- ・柔軟な事務の連携の仕組みも活用し、一定の規模能力を有する複数の都市同士が、異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に役割分担

②三大都市圏の全域に関する調整の仕組み

- ・対象とする行政課題のあり方、既存の任意組織との関係等、引き続き検討

基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会における検討課題等について

検討課題

- 地方中枢拠点都市
 - ・ 地方中枢拠点都市の担う高度な役割について
 - ・ 中枢拠点都市の担う施策・事務の経費の負担のあり方、必要な財政措置について
 - ・ 中心市のリーダーシップのあり方について
 - ・ 住民に対する説明責任について
- 大都市圏
 - ・ 大都市圏の市町村の抱える課題について
(公共施設について、近隣市町村からの利用者の流入、市町村境界があることによる円滑な利活用の支障等。老朽施設の維持更新。広域的なまちづくり)
 - ・ 各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備を水平的・相互補完的、双務的に役割分担を行う取組について
- 条件不利地域の市町村
 - ・ 近隣の市町村との間で連携の協議が調わない場合等における、市町村間の広域連携の促進について
 - ・ 都道府県による補完について
(対象事務の考え方、都道府県と市町村間の調整方法、事務処理体制、財政措置等)

次回以降の進め方

- 地方中枢拠点都市となりうる市町村、条件不利地域の市町村に対する支援に積極的な都道府県等からのヒアリングを行う。